ニ　技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ　法第十条第一号から第八号まで又は第十号のいずれかに該当する者

ロ・ハ　（略）

三～十四　（略）

２　（略）

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第７面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（認定の欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一～四　（略）

五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七　（略）

八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九　（略）

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一～十三　（略）

ニ　技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ　法第十条第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当する者

ロ・ハ　（略）

三～十四　（略）

２　（略）

（新設）

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第７面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（認定の欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一～四　（略）

五　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（新設）

六　（略）

七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

八　（略）

九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十～十二　（略）